

鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業者、

国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

鳥獣の捕獲を目的として国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日にちと場所を、電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により御連絡下さい。
- 2 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲注意」「狩猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇 km 先、作業中につき立ち入り禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。
- 3 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。
- 4 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 5 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続きをして下さい。
- 6 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 7 入林される際には、火気に十分注意し、山火事予防に御協力下さい。
- 8 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、会津森林管理署南会津支署では責任を負いませんので十分御留意願います。
- 9 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間狩猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明装置やナイトスコープ等に使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認して下さい。

会津森林管理署南会津支署長